

4-1-4 小松市立松東中学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）

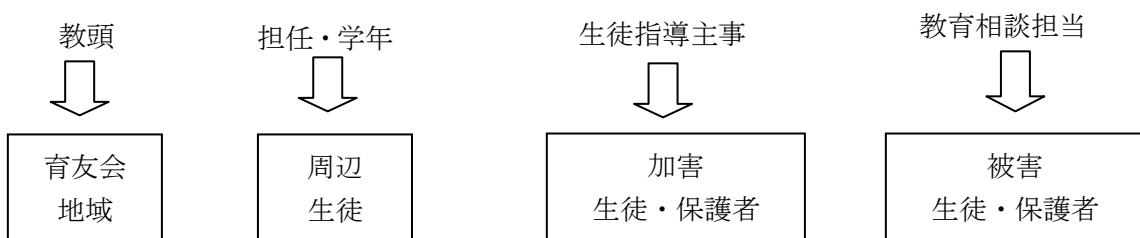
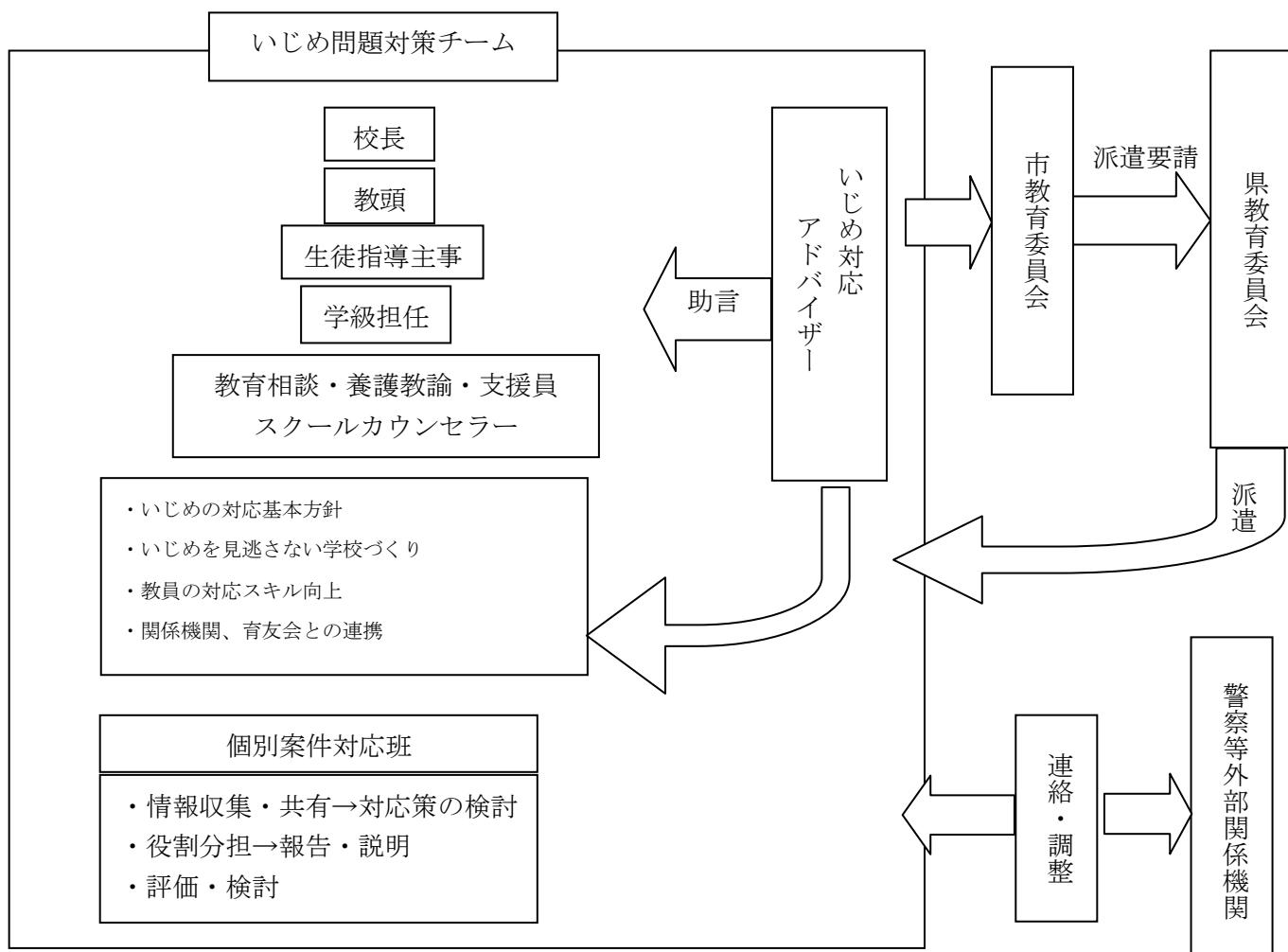
人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、一人一人の生徒に徹底させるとともに、教職員自らこのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく必要がある。いじめが発生した場合は、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織対応によって問題解決を図る。また、心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性をはぐくむ取組を行う。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号第2条より〕

2 いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割



3 いじめの防止等（未然防止）に関する基本的な考え方

- ・いじめは対人関係における問題であるという視点にたち、生徒指導をはじめ、特別活動などの体験学習などを通じて、生徒同士の心の結びつきを深め、社会性を育む教育活動に努める。
- ・人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を形成するための開発的・予防的な生徒指導に努める。
- ・発達障害がある生徒が周囲の生徒からいじめを受けないよう配慮し、障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う学級経営に努める。

4 いじめの早期発見

- ・いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃からきめ細かな生徒理解に努める。
- ・表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じる職員集団をめざす。
- ・アンケートや面接を通して生徒の声が教員に届くように、生徒と教師間の信頼関係を日常的に築く。
- ・いじめ発見のルートである①本人の訴え ②教職員(担任・養護教諭・事務職員)による発見 ③他からの情報提供(生徒・保護者・地域・関係機関など)などから情報をつかむ。
- ・多面的な情報を付き合わせて全体像を把握し、的確な対応を行うため協働的な生徒指導体制を整える。

5 いじめに対する措置

- ・いじめを把握した場合、いじめ問題対策チームを立ち上げ、関係者による話し合いにより対処方法や指導方針を共通理解した上で、役割分担し迅速な対応を組織として行う。
- ・いじめられている生徒には「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて登下校や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- ・必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- ・いじめの内容によっては教育委員会や警察との連携協力をを行うことも視野に入れる。
- ・加害者が特定できる場合は、個別に指導し「いじめ」は決して許されな行為であることに気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・丁寧に個別指導を行った上で、当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含め、学年全体への指導を行う。
- ・いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していないか配慮し、定期的に話し合う機会を持つ。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やインターネットに接続可能な機器等の利用状況を調査し、情報モラル教育や保護者の啓発活動に努める。また、職員の理解を深め迅速に情報をキャッチできるよう意識を高める。
- ・被害生徒やその保護者了解のもと、アドレスや書き込み、画像等を保存し確認する。関係機関と連携し、掲示板の管理人やプロバイダ等に削除を依頼する。場合によっては、警察に相談し協力を得る。
- ・誹謗中傷の書き込みはいじめであり許されない行為であること、匿名の書き込みも必ず個人が特定されること、悪質な場合は犯罪であり法に触れることを生徒に理解させる。
- ・生徒及び保護者に対する必要な啓発活動に努める。職員の理解を深め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチできるよう意識を高める。
- ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロールを実施する。
- ・被害生徒やその保護者了解のもと、アドレスや書き込み、画像等を保存し確認する。関係機関と連携し、掲示板の管理人やプロバイダ等に削除を依頼する。いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めたときの所轄警察との連携を図る。

7 重大事態への対応

重大事態の基準

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

「相当の期間」については、国的基本指針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安にかかわらず個々の状況を十分に把握しなければならない。(国基本方針より)

重大事態の発生

発見者→担任→生徒指導主事→教頭→校長（関係機関へ連絡）

*順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

緊急対応会議

学校設置者の指導・助言のもと、調査組織を設置する。

会議には必要に応じて専門的知識、経験を有する第三者の参加を図る。

事実関係の調査

公平性、中立性の確保に努め、事実の調査にあたる。

[いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合]

いじめられた生徒から十分に聴き取る。在籍生徒や教職員に対し、質問紙調査や聴き取り調査を行う。

いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを優先した方法で実施する。

[いじめられた生徒からの聴き取りが困難な場合]

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられる。調査にあたっては被害生徒、保護者の心情やプライバシーに十分配慮する。

適切な情報の提供

いじめを受けた生徒、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。

個人情報に十分に注意し、情報を共有する。その際、当該生徒、保護者への了解を得る。

調査結果の報告

学校設置者に調査結果を報告し、その後の対応や設置を協議し、実行する。

8 年間計画

	校内研修（職員会議等）	学校行事	未然防止・早期発見等	保護者関係
4 月	いじめ防止方針等の確認、共通理解 職員会議（毎月一回） 生徒指導部会（毎週一回） 小中連携研究推進委員会	始業式・入学式 確認テスト 新入生歓迎会 お花見給食 写生会	人間関係づくり 学級ルールづくり 前期学級組織 相談室・スクールカウンセラーの紹介	育友会総会 学年懇談会 授業参観
5 月		中間テスト 校外学習（1・2年生） 修学旅行（3年）	いじめアンケート 情報モラル教育（2年）	親子奉仕作業
6 月	小中連絡会 校内研修（前期いじめ対応アドバイザー招聘）	特別支援学校交流会 加賀地区大会激励会 生徒会役員選出	ふれあい週間（個人面談） Q U アンケート	
7 月		期末テスト 薬物乱用防止教室 県大会激励会 終業式	情報モラル教育（3年） 学習生活アンケート 性に関する個別指導 悩みアンケート	保護者懇談会
8 月	夏休み中、2学期に向けて気になる生徒の情報交換	確認テスト 始業式		
9 月		運動会 新人大会激励会	後期学級組織 ネット利用アンケート	
10 月	いじめ防止に関する取り組みの評価・点検（前期）	中間テスト 学校保健委員会 文化祭 合唱発表会	いじめアンケート	授業参観 非行被害防止講座 学年懇談会
11 月	小中連絡会 校内研修（後期いじめ対応アドバイザー来校）	生徒発表会	ふれあい週間（個人面談） 思春期講座（2年） 人権週間への取り組み 悩みアンケート	
12 月		期末テスト 人権週間 終業式 生徒会役員選出	学習生活アンケート	新入生説明会 保護者懇談会
1 月		始業式 確認テスト	情報モラル教育（1年） 友達との関係を考える（学級内でのいじめ、孤立等問題について考えさせる）	
2 月	いじめ防止に関する取り組みの評価・点検（後期）	立志式	いじめアンケート	
3 月	いじめ防止基本方針の見直し 引き継ぎ情報の作成等 小中連絡会（情報交換）	期末テスト 卒業生を送る会 卒業式 修了式		